

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊伊丹駐屯地
中部方面会計隊本部業務科長 加藤 江利菜

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
5QF310502060	5QAG1AZ0058 0001						
品名 または 件名							
模擬標的（小型）操縦支援及び技術支援							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
中方総				陸上自衛隊 あいば野演習場			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
防衛部訓練課 荒木曹長（2269）				令和7年10月22日（水）～令和7年10月24日（金）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

中部方面会計隊本部業務科事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和7年10月8日（水）10時00分 会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

- 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
次の各項目のすべての条件を満たす者
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
 - (4) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
 - (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
 - (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
 - (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
 - (10) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において、近畿地域の競争参加資格を有する者。
- 2 低入札価格調査について
 - (1) 予算決算及び会計令第85条による基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
 - (2) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の資料作成、調査等に協力すること。
- 3 契約条項等を示す場所
仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、中部方面会計隊本部業務科契約班窓口又は陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページにおいて掲載し配布する。
令和7年9月25日～令和7年10月7日（0815～1700）
- 4 入札方法
 - (1) **郵便等による入札については、令和7年10月7日17時00分到着分までを有効とする。**
なお、事前に郵便入札の申し出を中部方面会計隊本部業務科契約班まで行うとともに、必ず便着の確認をすること。また、落札となるべき同価による入札が2者以上あった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し落札者を決定する。再度の入札となった場合は、別途連絡する。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100（消費税を含まない。）を記載すること。
- 5 入札の無効
 - (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
 - (2) 入札に関する条項に違反した入札
 - (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札。ただし、押印を省略する場合は、責任者・担当者の氏名及び連絡先の記載のない入札
- 6 契約書等の作成
 - (1) 契約金額が100万円以上は契約書を作成する。
 - (2) 細部の記載要領については、落札決定後落札者に説明・作成する。
- 7 適用する契約条項
補給処等用標準契約書の技術援助契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。また、資料の信頼性確保及び制度調査に実施に関する特約条項を付する場合がある。
- 8 その他
 - (1) 電報・電話等による入札は認めない。
 - (2) **入札に参加を希望する者は、入札参加希望受付時（令和7年10月7日17時00分まで）に資格審査結果通知書の写しを提出すること。（FAX、メール可）**
 - (3) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
（様式随意、なお郵便入札時は不要）
 - (4) **市価調査等依頼の場合は協力されたい。（FAX、メール可）**
 - (5) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊伊丹駐屯地中部方面会計隊本部契約班にて閲覧とされたい。
 - (6) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
 - (7) 落札決定については総品目予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

〒664-0012 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1
 陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部 業務科契約班 担当：櫻井
 072-782-0001 内線(3422) FAX072-782-0035 (直通)
 メールアドレス plans-mafin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
 （仕様書等に関する事項）
 陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面総監部 防衛部訓練課 担当：荒木
 072-782-0001 内線(2269)



本公告は、陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部業務科契約班
 陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafjin/>に掲載。
 QRコードから公式サイトにアクセスできます。

調達要求番号：第5QAG1AZ0058

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
	仕 様 書 番 号	
模擬標的（小型）操縦支援及び技術支援	承 認	
	作 成	令和7年9月18日
	変 更	
	作 成 部 隊 等	中方総監部防衛部訓練課

1 適用範囲

本仕様書は、令和7年10月22日（水）～令和7年10月24日（金）の間、中部方面総監部が実施する中部方面総監直轄部隊訓練検閲において模擬標的（小型）（以下、“標的用UAV”という。）操縦支援及び技術支援に関する共通事項について規定する。

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、契約の相手方が規定する仕様及び商慣習による。

3 役務に関する要求

3.1 一般的要求事項

訓練部隊に対して標的用UAV5機を使用し、対UAV訓練を実施させるための5機同時群制御の現示を複数回行う。

3.2 操縦支援及び技術援助

実施場所において、契約相手方が準備する標的用UAVの操縦に関わる役務とする。

3.3 標的用UAVの仕様

- 複数機体の同時制御可能
- 機体寸法：300mm×300mm程度
- 回転翼数：4枚（4ロータ）
- 最大飛行時間：10分程度
- 最大対地速度：17m/s程度
- 最大飛行半径：500m程度
- UAV機体に内部記録媒体（SDカード）なし

3.4 現示実施要領

あいば野演習場において、23日、24日複数個所で複数回現示

4 支援期間

令和7年10月22日（水）～令和7年10月24日（金）とし、1日6名6時間の支援を基準とする。各日の実施要領は表1による。

表1－各日の実施要領

22日	調整、現地確認、試験飛行
23日	標的用UAV5機で複数回現示
24日	標的用UAV5機で複数回現示

5 実施場所

あいば野演習場内の細部官側が指定する場所
（滋賀県高島市今津町弘川1703）

6 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

7 情報の保全

契約の相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを官側の許可なく行ってはならない。

8 その他の指示

8.1 安全管理

安全管理については、次による。

- a) 契約の相手方は、標的用UAVの運用に際し、整備等の万全を期するものとする。
- b) 隊員若しくは部外者に損傷を与えた場合、契約者が保証・賠償の責を負うものとする。

8.3 諸経費

機材の運搬費、役務要員の旅費交通費及びその他保険等の諸経費については契約の相手方が負担するものとする。

8.4 不具合などの処理

本役務の履行に当たり、不具合等が発生した場合は、速やかに契約担当官等の指示を受けるものとする。

8.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関して疑義が生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。